

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	628,615	25,144	613,633	24,545
① 標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	628,615	25,144	613,633	24,545
(i) ソブリン向け	6,527	261	6,646	265
(ii) 金融機関向け	22,798	911	32,087	1,283
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸 付債権向けを含む)	255,142	10,205	231,183	9,247
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	125,376	5,015	111,556	4,462
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	195,813	7,832	203,391	8,135
自己居住用不動産等向け	32,681	1,307	31,020	1,240
賃貸用不動産向け	126,793	5,071	133,107	5,324
事業用不動産関連向け	35,423	1,416	38,666	1,546
その他不動産関連向け	913	36	597	23
A D C 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	3,853	154	6,453	258
(ix) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	225	9	17	0
(x) 株式等	4,271	170	6,441	257
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あつてコア資本に係る 調整項目の額に算入 されなかった部分に 係るエクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xiv) その他	12,189	487	13,438	537
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
⑤	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥	CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	27,769	1,110	28,499	1,139
B	I	18,512		18,999	
B	I C	2,221		2,279	
ハ	単体総所要自己資本額(イ+□)	656,384	26,255	642,132	25,685

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%